

# 経済センサス-基礎調査実施の必要性について

## 1. 調査の目的・必要性

経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

事業所母集団データベースは、各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する目的も有しており、正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。事業所母集団データベースの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報であるが、事業所母集団データベースが提供する母集団情報は、経済センサスの名簿情報となることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するため、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備・更新するための取組が行われている。

このように、経済センサスと事業所母集団データベースは相互に関連しており、一般の経済センサス-基礎調査は、本年1月から稼働した新システムによる事業所母集団データベースに最新の基盤情報を提供するものとして重要な調査である。

また、経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）において、経済センサスは平成23年に実施する調査（活動調査）を起点として5年周期で実施することとされており、平成23年調査の実施後、5年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備等のための調査（基礎調査）を実施することとされている。

さらに、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）において、経済センサス-基礎調査は、母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間に当たる平成26年に実施するよう指摘されているところである。

以上のことから、平成26年に事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とした経済センサス-基礎調査を実施する必要がある。

なお、経済産業省が実施する商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした商業統計調査（基幹統計調査）は、各府省の申し合わせ（「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日））により、経済センサス-活動調査（平成24年2月に第1回を実施）の2年後に実施することとされ、次回調査は、平成26年に実施予定となっている。

その結果、経済センサス-基礎調査と商業統計調査は同じ平成 26 年に実施することとなり、商業統計調査の調査対象事業所が全て経済センサス-基礎調査の調査対象と重複するため、同年については、経済センサス-基礎調査と商業統計調査を一体的に行うこととしている。

## 2．他調査との重複

本調査は、全国全ての事業所を対象に我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施している調査であり、類似の調査は存在しない。

なお、経済センサスは、本調査のほか、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を把握することに重点をおいた活動調査の 2 調査から構成されている。

## 3．行政記録情報の利活用

本調査で把握する調査事項と類似の事項が継続的に把握されている行政記録情報は、存在しない。

なお、本調査では、調査を効率的に実施するため商業法人登記や労働保険の情報を活用して調査対象名簿の整備を行う予定である。

## 4．事業所母集団データベースを利用した重複排除等

全ての事業所・企業を調査対象とする統計調査であることから、重複排除の対象とはならない。

また、履歴登録について、本調査実施後の最終的な調査結果名簿が事業所母集団データベースの基盤情報として活用されることとなる。

## 経済センサス-基礎調査の利用実態

経済センサス-基礎調査は、我が国の事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした調査であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料となるのみならず、民間企業など以下のように幅広く利用されている。

### 1. 法令に基づく利用

地方消費税の清算（地方税法第 72 条の 114、同法施行令第 35 条の 20、同法施行規則第 7 条の 2 の 12）

地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税込額となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じてあん分。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び同法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとして都道府県別従業者数等が利用。

地方消費税の市町村に対する交付（地方税法第 72 条の 115、同法施行規則第 7 条の 2 の 15）

清算の後に都道府県の収入となった地方消費税の 1/2 は、安定的な財政基盤確立のため、市町村へあん分して交付。あん分は、経済センサスで把握した各市町村の従業者数等に基づいて行われている。

### 2. 行政上の施策への利用

各省の審議会等において産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合、企業の業種別開廃業数など、経済政策に係る調査審議の基礎資料

事業所の従業者数に基づく地域別、年度別の最低賃金引上げ率推移の把握

各地の労働基準監督署別に事業所数、従業者数等を集計、地域別産業構造の把握など労働基準行政に活用

東日本大震災による被害状況を把握するための基礎資料

東日本大震災による被害状況の把握及び復興支援を目的として、東日本太平洋岸地域等に係る特別集計や、津波による浸水地域に係る特別集計を行った。

### 3. その他

国民経済計算、都道府県民所得等の推計への利用

経済活動別就業者数の推計の基準改定に際し、産業別の従業者数を利用

企業における利用

市区町村などの地域別に産業別の結果を集計し、地域における産業特性を把握

他の統計への利用

毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用

## 東日本大震災に伴う調査計画の変更

### 1 変更内容

#### 調査範囲の除外

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。ただし、避難解除等区域（避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島市の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。）を含む調査区を除く。

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

#### 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定める調査区内の事業所については、総務大臣が直接、郵送により調査を実施する。

### 2 変更する期間

本変更は、当面今回の調査のみの対応とする。

### 3 公表の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。